子育てショートステイ

　児童の保護者が一時的に養育が困難となった場合に、児童福祉施設などで児童をお預かりします。

【対象児童及び利用要件】

　１８歳未満の児童で、保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事などのために一時的に養育が困難な場合

【利用期間】

　原則７日以内

【利用料（日額）】

２歳未満児・慢性疾患児	５，３５０円
２歳以上児	２，７５０円

　※市町村民税非課税世帯などには減免制度あり

【養育施設】

【２歳未満児】

○豊橋ひかり乳児院

　豊橋市高師町字北原１番地の１０４　　Tel 0532−62−0019

【２歳以上児】

○児童養護施設　赤羽根学園

　田原市赤羽根町東山１−１　　Tel 0531−45−2106

○児童養護施設　豊橋若草育成園

　豊橋市高師町字北原１番地の１０４　　Tel 0532−62−0010

【利用に当たって】

○持ち物

　母子健康手帳
　健康保険証（コピーで可）
　着替え・靴（名前を明記）
　使用している薬（あれば）など

> 食事やミルク、オムツなどは施設で準備していますが、使用して欲しいものがあれば施設と相談の上、準備してください。

○施設見学

　事前に施設を見学することができます（施設へ連絡の上）。緊急の場合を除きできる限り見学を行い、子どもさんの健康状態や食事などについて相談してください。

（問合せ先）

　田原市子育て支援課（田原市役所北庁舎内）　TEL２３−３５１３